

議案第十八号

三朝町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止について

次のとおり三朝町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十七年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十七年三月十八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第

号

三朝町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例

三朝町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十八年三朝町条例第二十
四号）は、廃止する。

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。